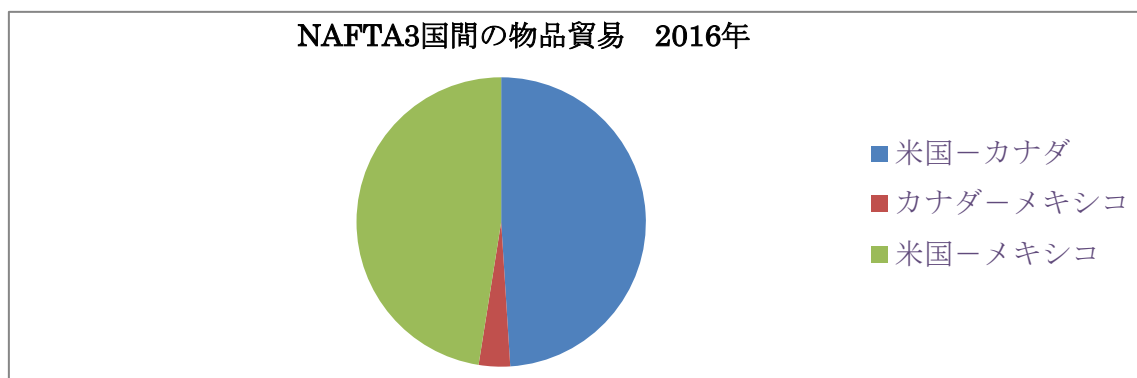


NAFTA 再交渉の状況について

1 1994年1月に発効したNAFTA(北米自由貿易協定)は、1989年1月に発効したCUSFTA(カナダ・米国自由貿易協定)を吸収する形で発足し、2016年の域内貿易量は、1993年に比べ3.5倍に増加している。ただ域内の貿易の流れは、2016年のGDPが米国18兆6,245億ドル(1993年比2.7倍)、カナダ1兆5,298億ドル(同2.7倍)、メキシコ1兆469億ドル(同2.2倍)と、米国の経済力が突出していることもあり、米加・米墨の貿易が大半を占めている。

NAFTA3 か国間の物品貿易 (単位：百万ドル・%)

	1993年	2014年	2015年	2016年	2016年 /1993年
NAFTA3 か国の輸入	288,460	1,798,463	1,034,570	996,802	345.6
米国の輸入					379.3
カナダ	110,921	347,798	295,190	278,067	150.7
メキシコ	39,930	294,074	294,741	294,151	636.7
カナダの輸入					258.3
米国	88,263	252,163	223,487	210,336	138.3
メキシコ	2,876	26,105	24,402	25,033	770.3
メキシコの輸入					407.2
米国	45,295	195,278	186,802	179,583	296.5
カナダ	1,175	10,045	9,948	9,632	719.5



資料：メキシコ経済省

2 本年8月に開始されたNAFTA再交渉は、第4回協議(10月11-17日)において米国提案を巡って袋小路に入ったと言われており、メキシコシティにおける第5回協議の日程を11月17-21日に、更に6回以降の協議も2018年第1四半期にずらした。

当初の見込み通りであれば、年内に7回の協議を行い、12月又は来年1月までに交渉を終了する手はずであった。トランプ大統領が「アメリカファースト」の要求をメキシコ及びカナダに飲ませる戦術的対応として、NAFTA離脱カードを切るのではないかという憶測も出てきている。NAFTA離脱カードがNAFTA再交渉を加速させるのか、又はそのまま分解の道に進むのかは、不透明であるが、NAFTA離脱の影響は、未だ発効していなかったTPPに比べると、遥かに大きいと見込まれている。

3 NAFTA再交渉における各国提案については公表されておらず、詳細は不明であるが、様々な報道内容を取りまとめると、米国提案の主な論点は次のとおりではないか。

米国提案	主な論点
NAFTA サンセット条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のNAFTA第22章第2205条によると、締約国は、他の締約国に書面による離脱の通知を行ってから6月後に離脱することができる。 ・ 今回の提案は、5年ごとに3か国がNAFTAの存続について判断することとしている。
紛争処理手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ NAFTA第11章の投資家対国家の紛争解決手続き(ISDS条項)を各国の選択制とする(米国は選択しない考え)。 ・ NAFTA第19章の反ダンピング・相殺関税に関する審査と紛争解決手続きを廃止する。この第19章はCUSFTAを引き継いだもので、CUSFTA交渉の最大の論点の一つであった。 ・ 米商務省は、カナダ産針葉樹材に対して4月24日に3.02～24.12%の相殺関税、6月26日に4.59～7.72%の反ダンピング関税を、またボンバルディア製小型旅客機Cシリーズに対して9月26日に219.63%の相殺関税、10月6日に79.82%の反ダンピング関税を課す仮決定を行っている。
政府調達制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国の他の2か国への政府調達開放額は、他の2か国における政府調達へのアクセス額を限度とする(キャップ制)。即ち、米国におけるカナダとメキシコの政府調達市場へのアクセス額は、カナダとメキシコにおける政府調達への米国のアクセス額を限度とする。 ・ 米国とカナダは、WTO政府調達協定の加盟国であり、NAFTAのキャップ制がWTO政府調達協定と整合性を確保し得るのかという課題が提起されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・中央政府の政府調達額(2010年)は、米国 198,024 百万ドル、カナダ 2,250 百万ドルとなっており(米会計検査院 2017年2月報告書)、キャップ制を導入すると、カナダ、メキシコの企業に開放される政府調達額は大幅に減少すると見込まれる。そしてこの減少が、米国企業のカナダ、メキシコの政府調達へのアクセス額の減少につながるのではないかという指摘がある。 										
<p>乳製品市場アクセスの拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダの供給管理制度の対象となっている乳製品、鶏肉、鶏卵及び七面鳥肉の TRQ を 10 年以内に廃止するとともに、その間の無税輸入割当枠を毎年 5%以上増加する。 この輸入枠要求は、注 2 の TPP におけるカナダの乳製品市場アクセス数量の譲歩案の約 10 倍程度の数量である。 ・カナダの乳製品供給管理制度における生乳用途区分別価格のクラス 7(微細なフィルターでろ過した液状の又は乾燥したホエイプロテイン等を対象)を廃止する。 ・パーデュー農務長官が 6 月 5 日にカナダを訪問した際には、「我々の目的は、[カナダの]乳製品業界に関する国内の供給管理を扱おうとしたり、介入しようとする事ではない」と発言していた。なおカナダ ブリティッシュ・コロンビア州のワイン陳列規制については 1 月 18 日に WTO に提訴済みである。 										
<p>季節性の野菜・果実の反ダンピング・相殺関税の新しい仕組みを構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト、イチゴ、ブルーベリー等、特定の地域・季節に生産が集中する生産者を貿易救済措置の対象にするために、特別の規定を設ける。 ・貿易救済措置の国内法改正については、米国はカナダ、メキシコと協議を行う必要がないが、廃止の提案を行っている NAFTA 第 19 章第 1902 条 2. (d)によると、ガット協定第 6 条との整合性の確保が前提とされている。 										
<p>自動車・部品原産地規則の厳格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間 2 年を設けて、域内原産地比率を 62.5%から 85%に引き上げる。 ・猶予期間 1 年を設けて、米国産比率 50%以上を新たに追加する。 ・鉄鋼製品をトレーシング品目に追加する。 <p>・NAFTA 原産比率が減少傾向にあることを考慮すると、米国提案のハードルはかなり高くなっている。</p> <p style="text-align: right;">各国別の付加価値の割合 (単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">メキシコ産輸入車</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">カナダ産の輸入車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1995 年</td> <td>2011 年</td> <td>1995 年</td> <td>2011 年</td> </tr> </table>			メキシコ産輸入車		カナダ産の輸入車		1995 年	2011 年	1995 年	2011 年
		メキシコ産輸入車		カナダ産の輸入車							
	1995 年	2011 年	1995 年	2011 年							

		100.0	100.0	100.0	100.0
	NAFTA	86.8	70.5	84.0	71.2
	米国	26.5	18.1	34.9	26.4
	カナダ	1.1	2.0	47.3	40.2
	メキシコ	59.2	50.4	1.8	4.7
	非 NAFTA	13.2	29.5	16.0	28.8

資料：米 商務省 US-Produced Value in US Imports from NAFTA

(注1) トレーシング品目－附属書 403(1)に記載されている品目(タイヤ、エンジン、シート等 72 品目)については、その製造に域外産原材料を使用している場合には、当該域外産原材料を輸入した時点まで遡って、その調達価額を最終製品の非原産地材料価額に加算する必要がある。このため、域内で域外産原材料を使用して製造された部品が原産地基準を充足したとしても、当該部品を構成する原材料のうち、域内産原材料のみが自動車原産地基準を計算する際に考慮される。

(注2) カナダの TPP における乳製品の譲歩案：一次税率が無税の全参加国を対象とした関税割当(国内生産量 3.25%を限度)を新設する。またマーガリンの関税率 55%を 5 年間で撤廃する。

(単位：トン)

	TRQ(6年目)	TRQ(19年目以降)	備考
バター	4,500	5,121	年率1%の増加とし、TRQの85%は加工用
牛乳	50,000	56,905	年率1%の増加とし、TRQの85%は加工用
チーズ	14,500	16,502	年率1%の増加
低脂肪粉乳	7,500	11,014	年率3%の増加
ヨーグルト	6,000	6,829	年率2%の増加とし、TRQの30%は加工用
加糖れん乳	2,000	2,276	年率2%の増加
ホエイパウダー	6,000	6,224	年率1%の増加 10年目にTRQの二次税率を撤廃

	TRQ(1年目)	TRQ(14年目以降)	備考
全脂粉乳	1,000	1,138	年率1%の増加
クリームパウダー	100	114	年率1%の増加
クリーム	500	734	年率3%の増加
バターミルクパウダー	750	970	年率2%の増加
ミルクコンスティチュエント	4,000	4,552	年率1%の増加
アイスクリーム・アイスクリームパウダー	1,000	1,138	年率1%の増加
その他乳製品	1,000	1,138	年率1%の増加

資料：カナダ 農務・農産食品省